

○中央区子どもの医療費の助成に関する条例

平成五年九月三十日

条例第二十七号

中央区子どもの医療費の助成に関する条例

(題名改正〔平成一八年条例一七号〕)

(目的)

第一条 この条例は、子どもに係る医療費の一部を助成することにより、子どもの健全な育成及び保健の向上に寄与するとともに、児童福祉の増進を図ることを目的とする。

(一部改正〔平成一八年条例一七号〕)

(用語の定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 子ども 十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者
- 二 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護しているものをいう。ただし、子どもが何人からも監護されておらず、区長が認める場合にあっては、当該子ども本人をいう。

(一部改正〔平成七年条例二三号・一二年一二号・一八年一七号・一九年一一号・令和四年二八号〕)

(対象者)

第三条 この条例により医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、子どもの保護者で、次に掲げる要件を備えているものとする。

- 一 保護者及び子どもが、中央区（以下「区」という。）の区域内に住所を有すること。
- 二 子どもが、国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）による被保険者又は区規則で定める法令（以下「社会保険各法」という。）による被保険者若しくは被扶養者であること。

2 前項の規定にかかわらず、保護者の保護する子ども（保護者が子ども本人の場合にあっては、当該保護者）が次の各号のいずれかに該当するときは、対象者としない。

- 一 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）による保護を受けているとき。
- 二 区規則で定める施設に入所しているとき。
- 三 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条の三第八項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法第六条の四に規定する里親に委託されているとき。

(一部改正〔平成一二年条例三二号・一七年三〇号・一八年一七号・二一年三号・二四年四〇号・二九年六号・令和四年二八号〕)

(医療証の交付)

第四条 医療費の助成を受けようとする対象者は、その保護する子ども(対象者が子ども本人の場合にあつては、当該対象者)について、区長に申請し、区規則で定めるところにより、この条例による助成を受ける資格を証する医療証の交付を受けなければならない。

(一部改正〔平成一八年条例一七号・一九年一一号・令和四年二八号〕)

(助成の範囲)

第五条 区は、子どもの疾病又は負傷について国民健康保険法又は社会保険各法の規定により医療に関する給付が行われた場合における医療費(健康保険の療養に要する費用の額の算定方法によって算定された額(当該法令の規定に基づきこれと異なる算定方法によることとされている場合においては、その算定方法によって算定された額)を超える額を除く。)のうち、当該法令の規定によって子どもに係る国民健康保険法による世帯主又は社会保険各法による被保険者その他これに準ずる者が負担すべき額を助成する。

2 前項の助成は、他の法令によって医療に関する給付等を受けることができるときは、その給付等の限度において行わない。

(一部改正〔平成一八年条例一七号・一九年一一号〕)

(医療費の助成)

第六条 医療費の助成は、病院、診療所若しくは薬局又はその他の者(以下「病院等」という。)に、医療証の交付を受けた対象者(以下「受給者」という。)が、医療証を提示して、診療、薬剤の支給又は手当を受けた場合に、助成する額を当該病院等に支払うことによって行う。ただし、医療費のうち、受給者が病院等に支払うべきものとして区規則で定める療養に要した費用については、当該支払った額を当該受給者に支給することによって行う。

2 前項ただし書の規定によるもののほか、区長が特別の理由があると認めるときは、受給者に支給することにより医療費の助成を行うことができる。

(一部改正〔平成一二年条例三二号・一八年一七号・一九年一一号〕)

(届出義務)

第七条 受給者は、第四条の規定により申請した事項に変更が生じたときは、その旨を速やかに区長に届け出なければならない。

2 受給者は、医療費の助成事由が第三者の行為によって生じた場合において当該助成事由

に係る医療費の助成を受けたときは、その事実、当該第三者の氏名及び住所又は居所（氏名又は住所若しくは居所が明らかでないときは、その旨）並びに被害の状況を遅滞なく区長に届け出なければならない。ただし、同一の事由について、受給者が既に届け出ている場合は、この限りでない。

（一部改正〔平成二六年条例一三号〕）

（譲渡又は担保の禁止）

第八条 この条例による医療費の助成を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。

（損害賠償の請求権の譲渡）

第九条 受給者は、医療費の助成事由が第三者の行為によって生じた場合において当該助成事由に係る医療費の助成を受けたときは、当該助成の額の限度において、受給者が当該助成事由に係る第三者に対して有する損害賠償の請求権を区に譲渡するものとする。

2 受給者は、前項の規定により第三者に対して有する損害賠償の請求権を譲渡した場合は、その旨を遅滞なく当該第三者に通知しなければならない。

（全部改正〔平成二六年条例一三号〕）

（助成費の返還等）

第十条 区長は、この条例による助成を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者から当該助成を受けた額の全部又は一部（第二号から第四号までの各号のいずれかに該当する場合にあっては、第三者の行為によって生じた疾病又は負傷に係る医療費の助成の額を限度とする。）を返還させることができる。

一 偽りその他不正の行為によって、医療費の助成を受けたとき。

二 第七条第二項本文の規定による届出をしなかったとき。

三 前条第一項の規定による譲渡をしなかったとき。

四 前条第二項の規定による通知をしなかったとき。

2 医療費の助成事由が第三者の行為によって生じた場合において、受給者が第三者から同一の事由について損害賠償を受けたときは、区長は、当該損害賠償の額の限度において、医療費の助成を行わず、又は助成した医療費を返還させることができる。

（追加〔平成二六年条例一三号〕）

（委任）

第十一条 この条例の施行について必要な事項は、区規則で定める。

（一部改正〔平成二六年条例一三号〕）

附 則

- 1 この条例は、平成六年一月一日から施行する。
- 2 この条例の施行前に、東京都中央区乳幼児医療費助成要綱（平成五年一月十一日四中福第八百八十五号）の規定により、区長に対して行われた行為又は区長が行った行為は、この条例の相当規定により区長に対して行われたもの又は区長が行ったものとみなす。

附 則（平成七年六月三〇日条例第二三号）

- 1 この条例は、平成七年十月一日から施行する。ただし、次項の規定は、同年七月二十五日から施行する。
- 2 平成七年十月一日において、この条例による改正後の東京都中央区乳幼児の医療費の助成に関する条例の規定により医療費の助成を受けることができる者は、同日前においても医療証の交付について申請することができる。

附 則（平成一二年三月三十一日条例第一二号）

この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則（平成一二年六月三〇日条例第三二号）

- 1 この条例は、平成十二年十月一日から施行する。ただし、第三条第二項第四号及び第五号を削る改正規定は同年九月一日から、次項の規定は公布の日から施行する。
- 2 平成十二年九月一日において、この条例による改正後の中央区乳幼児の医療費の助成に関する条例（以下「新条例」という。）第三条の規定により対象者となる者は、同日前においても医療証の交付について申請することができる。
- 3 新条例第六条の規定は、平成十二年十月一日以後における療養に係る医療費の助成について適用し、同日前における療養に係る医療費の助成については、なお、従前の例による。

附 則（平成一七年六月一七日条例第三〇号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成一八年三月三十一日条例第一七号）

- 1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。
- 2 この条例による改正後の中央区子どもの医療費の助成に関する条例第五条第一項ただし書及び第六条第三項の規定は、平成十八年四月一日以後の入院医療費の助成について適用する。

附 則（平成一九年三月二二日条例第一一号）

- 1 この条例は、平成十九年六月一日から施行する。ただし、次項の規定は、同年四月一日から施行する。

2 平成十九年六月一日において、この条例による改正後の中央区子どもの医療費の助成に関する条例（以下「新条例」という。）の規定により医療費の助成を受けることができる者であって、その保護する医療費の助成対象となる子どもが六歳に達する日以後の最初の四月一日から十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にあるものは、同日前においても当該子どもに係る医療証の交付について申請することができる。

3 新条例第五条第一項及び第六条の規定は、平成十九年六月一日以後における療養に係る医療費の助成について適用し、同日前における療養に係る医療費の助成については、なお、従前の例による。

附 則（平成二一年三月三〇日条例第三号）

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則（平成二四年一〇月一九日条例第四〇号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成二六年七月一日条例第一三号）

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の中央区子どもの医療費の助成に関する条例第七条第二項、第九条及び第十条の規定並びに第二条の規定による改正後の中央区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例第八条第三項、第十条及び第十一条の規定は、この条例の施行の日以後における療養に係る医療費の助成について適用し、同日前における療養に係る医療費の助成については、なお、従前の例による。

附 則（平成二九年三月三十一日条例第六号）

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則（令和四年一〇月一四日条例第二八号）

1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、同年二月一日から施行する。

2 この条例による改正後の中央区子どもの医療費の助成に関する条例（以下「新条例」という。）第三条に規定する対象者に係る医療証の交付の申請、医療証の交付その他の行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

3 新条例第二条から第四条までの規定は、令和五年四月一日以後における療養に係る医療費の助成について適用し、同日前における療養に係る医療費の助成については、なお、従前の例による。